

安全・安心まちづくり推進地区の指定について

1 経緯

平成17年4月に文京区安全・安心まちづくり条例（以下「条例」という。）を施行し、より地域の特性に合わせた支援を進めていくため、条例第17条の規定に基づき、特定の施策を推進する地区を指定してきた。

この度、防犯対策を推進する地区の新たな地域指定について、文京区安全・安心まちづくり条例施行規則第4条の規定に基づく申請があつたので、安全・安心まちづくり協議会に諮るものである。

2 指定申請のあつた地区と内容

（1）地区名

柳町三和会地区（防犯対策を推進する地区）

（2）団体名及び代表者

柳町三和会 会長 平賀 徹 氏

（3）申請内容

別紙申請書参照

（4）地区の範囲

小石川一丁目17～22番、西片一丁目19番

3 地区指定の手続（予定を含む。）

令和元年7月1日 推進地区指定の申請

令和元年7月26日 第39回安全・安心まちづくり協議会開催（審議）

令和元年8月19日～9月17日 該当地域の区民意見聴取

令和元年9月 推進地区指定の決定

（注）防犯対策を推進する地区とは、条例に基づき、安全・安心まちづくりに係る特定の施策として、自主防犯パトロールなどを行う地区をいう。

別記様式第1号（第4条関係）

令和元年 7月 1 日

文京区長 殿



団体名 柳町三和会
代表者 氏名 平賀 徹
住所 [REDACTED]
連絡先 [REDACTED]

文京区安全・安心まちづくり推進地区指定申請書

文京区安全・安心まちづくり条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり、安全・安心まちづくりを実践している地域を文京区安全・安心まちづくり推進地区として指定するよう申請します。

記

1 申請理由

柳町三和会地区は、白山通りによって東側の5部と西側の1から4部に二分されています。5部は八千代町町会、丸山福山町町会と接しており、1から4部は、西が柳町小学校、柳町こどもの森に接し、北は八千代町町会、南は柳町中央町会と接しています。

4部・5部については、ビルと木造建築が混在しており、夜間は暗い通りとなっています。特に4部は、細い私道が3本あり、夜間に鉢植えが持ち去られる事件が続発し、自転車が盗まれたこともあります。西側の道路も学校・こどもの森とNTT、エルアージュ公開空地に挟まれ、夜間は寂しい場所となっており、防犯対策をとりたいと考えております。また、この地は再開発時の平成10年12月には、不審火による大火を経験しており、今もその記憶は消えていません。

以上のことから、安全・安心まちづくり推進地区の指定を受け、更なる住民の防犯意識の向上を図り、防犯活動を強化していくために申請をすることに致しました。

2 申請内容(指定希望範囲も明記する。地図等も添付する。)

柳町三和会地区は、白山通りに面し、人の往来も盛んですが、反対の西側は、柳町小学校の校庭と柳町こどもの森に向かい合う比較的静かな所です。昔からご近所の結びつきの強い地域でしたが、最近は住民の高齢化、新しいマンションの出現、世代交代などから、以前にも増して防犯対策が必要とされるようになってきました。

これまでも夜警・パトロール・交通安全運動参加など、地道な活動を続けてきましたが、指定を受けて防犯カメラの設置が実現すれば、より効果的な犯罪や事故の抑止が期待できるものと考えております。

(指定希望地域については、別紙(地図)を添付します。)

3 安全・安心まちづくり推進地区の指定を希望する地域の名称

柳町三和会地区

4 指定を希望する期間

指定後 5 年間

5 安全・安心まちづくりを推進するための地域活動の状況(詳細に記載)

(1)これまでの地域活動(実績)

- ① 平成20年4月に防犯パトロール隊を結成し、週に一度、週ごとに曜日をずらしながら町内をくまなく点検してパトロールしています。
- ② 昭和20年代から、年末夜警を3日間実施しています。
- ③ 毎年春秋の全国交通安全運動期間中、交通安全運動に参加し、町内の交差点で警戒を実施しています。
- ④ 富坂警察署の担当者を招き、防犯・交通安全等に関するお話を伺い、防犯意識の向上に努めています。

(2)今後の活動内容(予定または今後の希望)

防犯カメラを設置することにより、今まで以上に住民の防犯意識を高め、従来の防犯活動を更に積極的に行うことを継続し、安全を守っていくことを目指していきます。

※地域の各種団体と協働している実績がわかる資料を添付すること

